

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) <u>病原体がベータコロナウイルス</u></p>	<p>（条例第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由）</p> <p>第1条 神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）第23条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）第33条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる理由とする。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別</u></p>

属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) [略]

附 則

1 [略]

（適用期間）

2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの並びに令和2年度分及び令和3年度分の保険料について適用する。

措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により、世帯の生計を主として維持する者（次号において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) [略]

附 則

1 [略]

（適用期間）

2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの及び令和2年度分の保険料について適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則第1条の規定は、令和3年2月13日から適用する。